令和3年度における情報公開条例の実施状況について

1 公文書の公開請求の件数及び決定等の状況

五人自ツム所明水ツ川数及び代走寺ツ州が								
実施機関	公開請求 件 数	決定の内容						
		公 開	非公開	部 分	存否を 明らか にしな い	不存在	取下げ	審査請 求の状 況
市長	17	6	0	13	0	2	0	無し
教育 委員会	2	1	0	1	0	0	0	無し
選挙管理 委員会	1	1	0	0	0	0	0	無し
議会	3	2	0	1	0	0	0	無し
合計	23	10	0	15	0	2	0	

- ※ 実施機関(公文書の公開を実施する機関)とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査 委員、農業委員会、公平委員会、固定資産評価審査委員会及び議会をいいます。
- ※ 市長部局における公開請求件数 17 と決定の内容合計数 21 に差異が生じているのは、複数の 所管課に関する請求があったためです。
- 2 その他の実施機関は、請求がありませんでした。